

「海と船の企画展」支援事業実施要領

施行 平成18年4月1日
改正 平成21年4月1日
最終改正 平成22年4月1日

1. 通則

- (1) 財団法人 日本海事科学振興財団（以下「財団」という）は、日本財団の助成対象になった「海と船の企画展」支援事業（以下「支援事業」という）を実施する博物館及びこれに類する機関（以下「博物館等」という）を本要領により支援する。
- (2) 1(1)に規定する支援事業は、支援事業申請書（以下「申請書」という）による。
- (3) 支援事業に係る経費は、当該支援事業毎に定める支援決定通知額に基づいて実費を支払う。但し、支援事業実施に要した支援対象物件の経費が財団の示した支援決定通知額を超えた場合、また、支援対象物件への支援金活用額が企画展開催総経費の8割を超えた場合、その超過分については原則、被支援者である当該博物館等が負担する。

2. 支援手続き

- (1) 財団は、企画展事業毎に支援決定通知書を作成し、実施に要する支援決定額その他必要な事項を当該博物館等に通知する。
- (2) 2(1)の通知を受けた博物館等は、直ちに当該企画展事業の支援に関する「請書」（第1号様式）を財団に提出するものとする。

3. 支援事業の実施方法

- (1) 前項の請書を提出した博物館等は、本支援事業が当該企画展事業全体に対する支援になっていることを確認し、本要領に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業支援を請けなければならない。
- (2) 請書の提出後は、「日本財団助成事業マーク表示及び広報に関する確認書」（第2号様式）を速やかに提出し、支援対象物件及び支援対象外物件への日本財団助成事業マークの表示をしなければならない。尚、支援対象外物件であっても印刷物等については原則日本財団助成事業マークの表示をすることとし、支援対象物件であっても日本財団助成事業等の表示をしていないものは、支援の対象にはならないものとする。あわせて新聞・WEB等各種広報媒体及び学会等での発表の際は、可能な範囲で「日本財団助成事業」の旨を周知すること。
- (3) 博物館等は通知を受けた内容及び既に提出している申請書の内容から変更が生じた場合は、企画展開催前に予め「支援申請内容事前変更届」（第3号様式）を一費目一物件毎に提出し、財団の了承を得ることとする。尚、了承なしに変更することは認められない。
- (4) 博物館等は、支援対象物件となる展示資料等運搬、製作物、印刷物の契約を締結する場合は博物館等自身の規則等により行い、契約した支援対象物件が請負者から納入若しくは資料の運搬が完了した場合、当該契約に関する起案文書（内部決裁等）、仕様書、見積書、契約書（発注書・請書）、納品書・検査（検収）調書、物件毎の写真（印刷の場合は印刷物）、請求書、支払証明、関係法令・規則等の抜粋等必要な書類（写）を添えた「支援対象物件の契約履行状況」（第5-2号様式）により財団に通知するこ

と。尚、当該必要書類は事業の完了の日の属する事業年度の終了後5ヵ年間は保存すること。

(5) 財団は、博物館等からの「支援金確認書」(第4-1号様式または第4-2号様式)の提出を受け、次に掲げるいずれかの方法により支援金を支払うものとする。

①財団は、博物館等が指定する金融機関口座へ支払い希望月(月末)に支援決定通知額を銀行振込手数料財団負担により一括振込する。(第4-1号様式の提出による)

②財団は、博物館等からの「支援申請内容事前変更届」(第3号様式)及び「支援対象物件の契約履行状況」(第5-2号様式)の提出を受けた後、本実施要領による契約方法等に適合していることを確認し、当該代金を銀行振込手数料財団負担により一括振込する。(第4-2号様式の提出による)

(6) 博物館等は、支援対象物件となる製作物等について、法規に基づき登記等の事務処理を適切に実施し、当該事業の完了の日の属する事業年度の終了後5ヵ年の間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数が5ヵ年以内のものについては、その耐用年数に相当する期間とする。

(7) 支援対象物件となる図録等については、助成物件のため原則として販売する事は出来ない。

(8) 博物館等は、当該支援事業に関する事業の完了の日から14日以内に「海と船の企画展」支援事業完了報告書(第5-1号様式)を財団に提出するものとする。また、財団は支援事業完了報告書(第5-1号様式)を受理後に支援金額確定通知を送付し、これをもって支援事業の完了とする。尚、支援決定通知額から余剰金が発生した場合は、支援金額確定通知に記載された金額を返金すること。尚、余剰金の返金に係る振込手数料は当該博物館等が負担すること。

4. 支援決定通知額の変更又は取消

財団が通知した内容及び既に提出されている申請書の内容と博物館等が実施した事業内容と著しく相違している場合や、必要提出書類が適切な時期に提出されない場合、その他本実施要領に基づく手続きから著しい相違があると認められたときは、支援決定通知額を変更又は取り消すことができる。

5. 研修会への参加

当該年度内に、当該企画展の成果発表及び情報交換等を目的とした「研修会」を開催するので、企画展担当者は参加すること。尚、研修会への参加に係る交通費、宿泊費等の諸費用の補助はしない。開催日時、場所、内容等の詳細については、別途連絡する。

6. 海と船の博物館ネットワーク WEB サイトへの協力

現在、財団で運営する WEB サイト (<http://www.s-smuseumnet.com/>) へ、当該企画展の開催告知及び当該博物館等におけるイベント情報等の公開及び更新を行うこと。

7. 報告等

財団は、博物館等に対して、事業の実施に関し、必要な報告を求め、調査及び検査をすることができる。

以上